

大津市の

女性相談員を募集しています！



大津市では、DV被害者や生活や子育てに支援を必要としている女性の相談に対応できる職員を募集しています。女性により添って相談に乗り、女性やそのこどもの生活の建て直しや権利保護に携わりたい社会福祉士の方、ぜひ、応募してください！

- | | |
|--------|---|
| 1 募集人数 | 1人 |
| 2 募集職種 | 会計年度任用職員 福祉職4種（女性相談員） |
| 3 業務内容 | 女性からの様々な相談対応及び自立支援業務（DV相談、母子家庭相談含む）
(1)市民や各機関からの電話、窓口相談対応
(2)関係機関との連絡調整、訪問等（公用車の運転あり）
(3)記録・文書作成業務等事務全般
(4)パソコンを使った資料作成、システム入力等 |

- | | |
|--------|---|
| 4 募集対象 | 社会福祉士他であり、下記(1)の資格を有し、(2)の技能があること
(1)普通自動車運転免許
(A T車限定可、実際に運転ができること、免許取得後1年以上経過)
(2)パソコン基本操作（ワード・エクセル）ができること
※社会福祉士以外の応募希望者は、資格要件についてご相談ください。 |
|--------|---|

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。
・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- | | |
|--------|--|
| 5 応募方法 | 令和8年9月14日(月) までに下記まで電話で申し込んでください。
ハローワークからの申し込みもできます。 |
|--------|--|

- | | |
|----------|----------------------|
| 6 選考日時方法 | 令和8年9月16日（水） 面接及び小論文 |
|----------|----------------------|

- | | |
|-------|---|
| 7 連絡先 | 大津市こども未来部 子育て支援給付課
電話 077-528-2686
メール otsu1406@city.otsu.lg.jp
担当 大浦（滋賀県社会福祉士会会員） |
|-------|---|

- | | |
|--------|--------|
| 8 勤務条件 | 裏面のとおり |
|--------|--------|

- | | |
|---|--|
| 9 詳細は大津市ホームページをご覧ください。
https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/015/1406/g/re/73558.html | |
|---|--|

大津市では、ひとり親の自立支援員や就労相談員と同じ課で連携しながら女性の支援に寄り添っています。市立母子生活支援施設もあり、女性や母子家庭の相談に包括的に関わられます！ぜひ！ご応募を！



会計年度任用職員（女性相談員）勤務条件

任用期間	令和8年10月1日から令和9年3月31日まで ※採用後1ヶ月(実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長)は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	原則あり (翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。)
勤務地	大津市御陵町3番1号 大津市役所本庁 こども未来部子育て支援給付課
勤務地変更の可能性	なし
勤務日	週5日(月曜日～金曜日)
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日)
休暇	年次有給休暇1年目5日(任用期間に応じて付与) 特別休暇あり(要件あり)
勤務時間	週35時間勤務(1日7時間×週5日) 9時～17時 休憩60分 ※業務の必要上やむを得ないと認められる場合、所定勤務時間を超え勤務を命ずる場合があります。
基本給	週35時間勤務 月額243,578円～254,991円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当 年2回 年間最大4.65月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。 ※令和8年度は、12月のみ支給基準に沿った在職期間、成績率に応じた割合によります。 通勤手当相当(片道2km以上の場合、上限月額75,000円)、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事(兼業)は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。(兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。)
その他	給与等支給日: 当月20日 勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。